

**平成 2 5 年度  
税制改正重点要望について  
厚生労働部門**

**平成 2 4 年 1 1 月 9 日  
辻 泰弘**

# 目次

## 本日も説明する要望

- (1) 医療・介護に係る消費税への対応 .....P. 1
- (2) マニフェスト事項の実現 .....P. 2
- (3) 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置等の存続 .....P. 3
- (4) 研究開発税制の拡充(※) .....P. 4
- (5) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 .....P. 5
- (参考) 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置 .....P. 6

(※) 経済産業省（とりまとめ）との共同要望

## (1) 医療・介護に係る消費税への対応 (消費税、地方消費税)

### 要望内容

社会保障・税一体改革大綱 (平成24年2月17日閣議決定) 及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トの規定等を踏まえ、医療・介護に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

### 「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)

#### 第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

##### 1. 消費課税 (2)消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。

また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。  
なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

### 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号)

第7条第1号ト 医療機関等における高額投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

## (2) マニフェスト事項の実現 (所得税、個人住民税)

### 要望内容

- マニフェストに掲げた事項の実現のために、
- ①年金課税については、高齢者の生活の安定を図る観点から、公的年金控除の最低控除額の引上げ等を検討する。あわせて、老年者控除の復活、「年金所得」の独立など、年金課税のあり方について検討する。
  - ②配偶者控除については、子育て支援策に充当する等の観点から、見直しを検討する。

### 現状 (要望の背景)

#### ① 年金課税

##### ◎民主党マニフェスト2009(抄)

###### 【政策目的】

- 年金受給者の負担を軽減し、高齢者の生活の安定を図る。

###### 【具体策】

- 公的年金等控除の最低補償額を140万円に戻す。
- 老年者控除50万円を復活する。

#### ② 配偶者控除

##### ◎民主党マニフェスト2009(抄)

###### 【公平で透明な税制を創る】

- 不透明な租税特別措置を全て見直して、効果の乏しいもの、役割を終えたものを廃止する。
- 「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。

### (3) 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置等の存続（事業税）

#### 要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

#### 現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

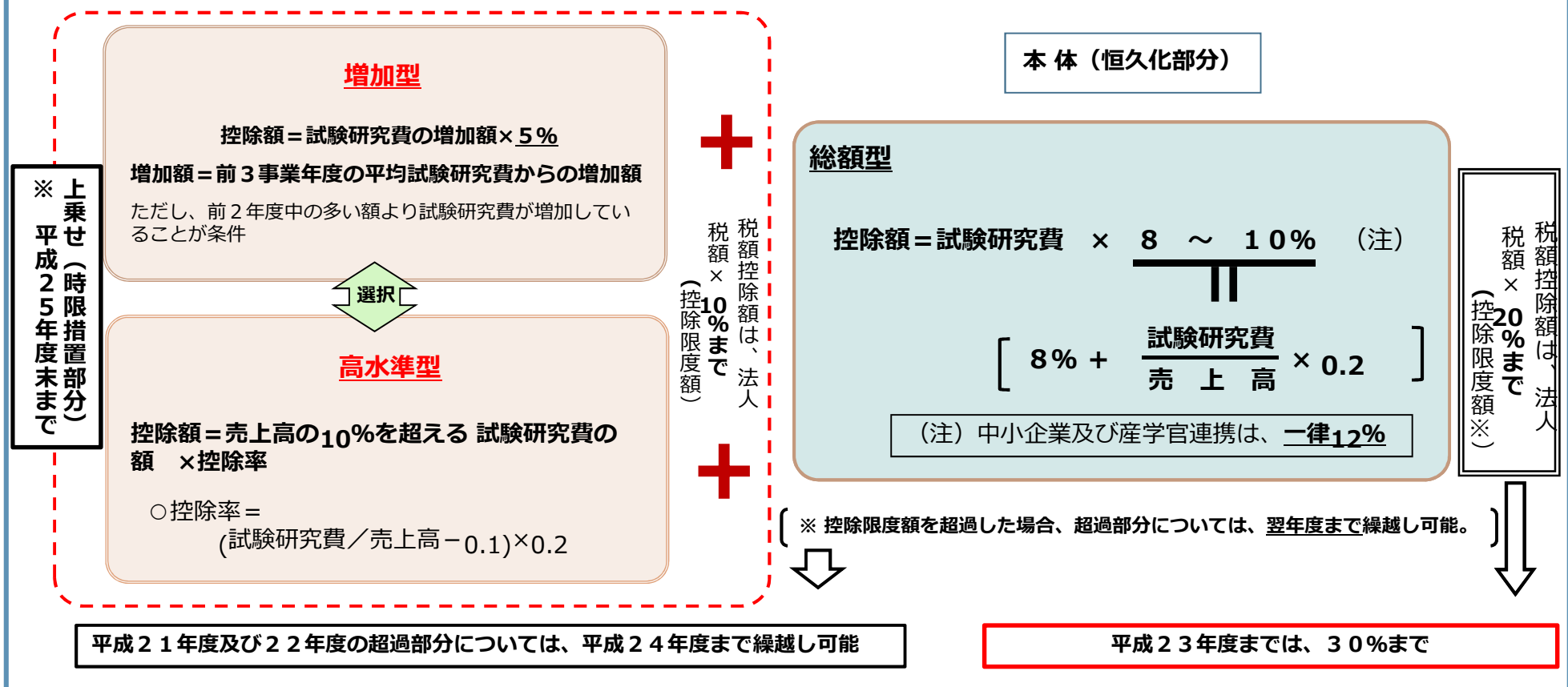
注：（ ）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

## (4) 研究開発税制の拡充 (法人税・所得税)

### 要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制（総額型）について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割まで拡充する。

### 現行制度



## (5) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 (所得税、法人税)

### 要望内容

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。

### 現状

#### 社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

# (参考) 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置 (法人税、法人住民税、事業税)

## 要望内容

公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。

具体的には、生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長するとともに、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化を図るため、法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。

### 共同利用施設に係る特別償却制度

#### 【生活衛生関係営業を取り巻く環境】

飲食店、理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業の大半を零細事業者が占める

- 従業員5人未満の事業所が70.4%
- 約115万事業所(全産業589万のうち19.5%)
- 約667万人の雇用(全従業者5,844万のうち11.4%)

[地域経済や雇用面でも重要な役割]

#### 生活衛生同業組合による共同利用施設の促進 (事業の共同化)

※個々の零細な事業者では大規模な施設等の取得・設置は困難

#### ●対象設備を4分野に重点化●

少子高齢化  
買い物弱者対策

環境・エコ  
清潔・快適

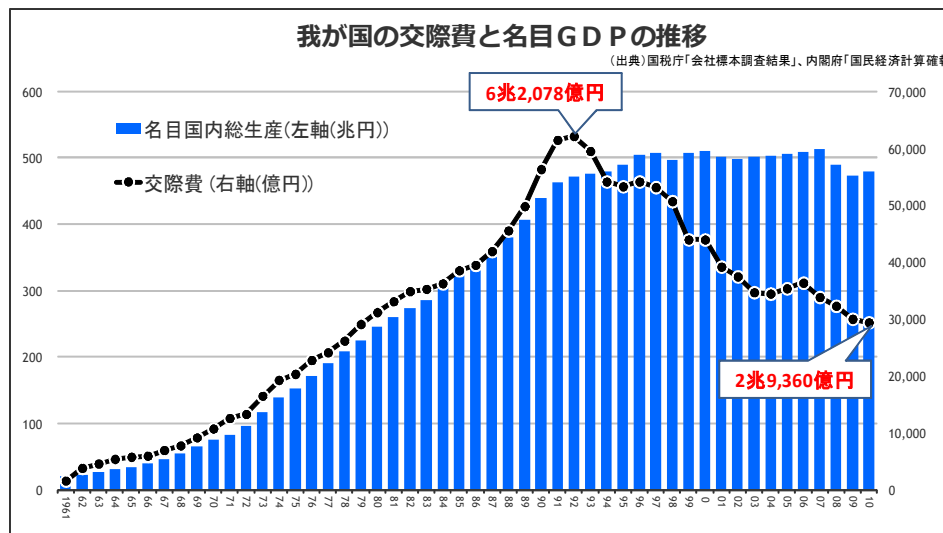
震災復興  
節電

安全・安心の  
確保

### 交際費課税の見直し

#### 我が国の交際費と名目GDPの推移

(出典) 国税庁「会社基本調査結果」、内閣府「国民経済計算確報」



#### 【現行】

- ・中小法人(資本金1億円以下): 600万円までは交際費の90%を損金計上
- ・大法人(資本金1億円超): 交際費の損金計上は認められていない

#### 【要望内容】

- ・法人が前年度より交際費を増加させた場合、増加分について一定の限度額内で90%の損金算入を認める → 飲食店等の内需を喚起